

岩手県告示第 562 号

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成 20 年 7 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

- (1) 日時 平成 20 年 11 月 12 日 9 時 30 分から
- (2) 場所

ア 第 1 会場 岩手県庁 盛岡市内丸 10 番 1 号

イ 第 2 会場 岩手県盛岡地区合同庁舎 盛岡市内丸 11 番 1 号

ウ 第 3 会場 岩手県花巻地区合同庁舎 花巻市花城町 1 番 41 号

エ 第 4 会場 岩手県奥州地区合同庁舎分庁舎 奥州市水沢区大手町五丁目 5 番地

オ 第 5 会場 岩手県一関地区合同庁舎 一関市竹山町 7 番 5 号

3 受験手続 受験願書を平成 20 年 9 月 5 日までに住所地を所管する岩手県保健所（盛岡市に住所を有する者にあつては県央保健所、県外に住所を有する者にあつては岩手県保健福祉部保健衛生課）に提出すること。

4 その他 詳細については、岩手県保健福祉部保健衛生課又は最寄りの岩手県保健所に問い合わせること。